

灯台の海水浸入防止対策で船舶の安全を守る (長崎県五島市)

事業者：国土交通省 海上保安庁

災害時に効果を発揮した3か年緊急対策の事例

平成30年の台風第24号により灯台が倒壊

灯台基礎に海水が浸入することにより、アンカーボルトに隙間腐食が発生し、強度不足によって灯台が倒壊しました。



対策名： No.135 全国の航路標識に関する緊急対策（海水浸入防止対策等）

事業名： 船舶交通安全基盤整備事業

- **ポイント** ● 3か年緊急対策により、灯台の海水浸入防止対策を実施
- 灯台の倒壊を未然に防止し、海上交通の安全確保を図る

地域の概要・課題

伊福貴港島防波堤西灯台は福江島と栴島を結ぶ定期船航路の最終到着地にある港に設置された灯台です。

灯台が倒壊すると、島と本土等の渡航や物資輸送を担う定期船の運航に支障が生じ、島民生活に影響を及ぼす可能性があることから、灯台の倒壊防止が課題となっています。

事業の概要

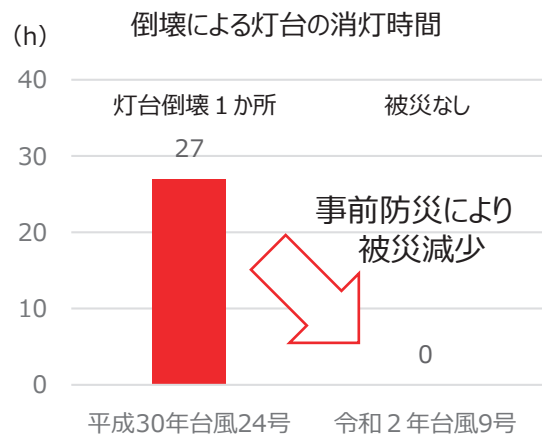
平成30年の台風第24号による名瀬港西防波堤灯台の倒壊を受け、全国の灯台の基礎部の緊急点検を実施しました。

その結果を踏まえ、灯台の倒壊を防止するため、3か年緊急対策として、海水浸入防止対策を実施しました。

効果

令和2年に五島列島の西方沖合を通過した台風第9号は、台風中心付近の最大風速が45m/s、最大瞬間風速が60m/sと大型で非常に強い勢力のため猛烈なしけとなり、付近の波高は7.89mを観測しました。

海水浸入防止対策によって、灯台の倒壊を未然に防止し、海上交通の安全確保を図っています。



II-1 電力等エネルギー供給の確保

II-2 食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保

II-3 陸海空の交通ネットワークの確保

II-4 生活等に必要の情報通信機能の確保